

有価証券の時価情報

1.満期保有目的の債券で時価のあるもの (単位:百万円) <参考> (単位:百万円)

区分	令和2年9月末					令和2年3月末				
	帳簿 価格	時価	含み 損益	うち益	うち損	帳簿 価格	時価	含み 損益	うち益	うち損
その他	3,860	3,843	▲16	120	137	3,360	3,129	▲230	91	322

(注) 1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は、「外国証券」です。

2.その他の有価証券で時価のあるもの (単位:百万円) <参考> (単位:百万円)

区分	令和2年9月末					令和2年3月末				
	取得原価 (償却原価)	時価	評価 損益	うち益	うち損	取得原価 (償却原価)	時価	評価 損益	うち益	うち損
株 式	672	997	324	412	87	730	988	258	352	93
債 券	14,794	14,884	90	173	83	14,820	14,921	100	173	73
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	2,614	2,649	34	35	1	2,616	2,652	35	37	1
社 債	12,179	12,234	55	137	82	12,204	12,268	64	135	71
そ の 他	12,025	12,320	294	501	206	11,263	11,249	▲13	360	374
合 計	27,492	28,202	709	1,087	377	26,814	27,159	345	886	541

(注) 1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は、「外国証券」「投資信託」「その他証券」です。

3.時価のない有価証券の主な内容および貸借対照表計上額 (単位:百万円) <参考> (単位:百万円)

項 目	令和2年9月末	令和2年3月末
その他有価証券 非上場株式	57	57

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：百万円)

項 目	令和2年9月末	令和2年3月末
自己資本の額 (A)	9,705	9,529
└コア資本に係る基礎項目の額 (B)	9,714	9,540
リスク・アセット等 (C)	65,777	63,408
自己資本比率 (A)／(C)	14.75%程度	15.02%
総所要自己資本額 ※1	2,631	2,536

※1 「総所要自己資本額」は「リスク・アセット×4%」で算出しております。

(注) 上記の令和2年9月末の自己資本比率は、自己査定について、「金融再生法ベースの債務者区分による開示(単体)」の注記に記載のとおり簡便方法によっていることなど本決算と異なる簡便な算出方法を採用しております。

うごしんの自己資本比率は、14.75%程度と国内基準の4%を大きく上回っております。

自己資本比率とは国際決済銀行(BIS)の基準に則り、リスクに応じて計算した資産(リスク・アセット)に対する「自己資本」の割合を算出する国際的な指標で、金融機関の安全性や健全性を測る目安となっています。

Mini Disclosure

ミニディスクロージャー

羽後信用金庫の現況

【令和2年9月末】

ごあいさつ

皆様には平素より私ども“うごしん”をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

このたび、令和2年9月末における当金庫の経営理念、概要及び業績等をより多くのお客様にご理解いただくために、ミニディスクロージャー誌を作成いたしました。ご参考にしていただければ幸いに存じます。

当金庫は、皆様からの信頼を確かなものとするため、役職員一同、経営の健全性・透明性の確保になお一層努力する所存でございますので、今後とも暖かいご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

経営理念

- 羽後信用金庫は、地域の金融機関として質の高いサービスを提供し、地域の人々の豊かな暮らしと事業の発展に貢献します。
- 羽後信用金庫は、地域とともに歩み、ともに発展し、地域の経済と文化の興隆につとめます。
- 羽後信用金庫は、堅実経営を第一義とし、常に時代を先取りする積極的な取り組みにつとめ、会員、お客様、職員の幸福を追求します。

当金庫の概要

(令和2年9月30日現在)

名 称	／	羽後信用金庫
創 立	／	昭和23年4月11日
出 資 金	／	35億4百万円
本 店	／	〒015-0809 秋田県由利本荘市本荘13番地
店 舗 数	／	35店舗
会 員 数	／	32,771名
役職員数	／	193名（男子117名・女子76名）
営業地区	／	秋田県全域

預金・貸出金の状況

	(単位:百万円)	〈参考〉	(単位:百万円)
	令和2年9月末	令和1年9月末	令和2年3月末
預 金	147,222	139,341	134,032
貸出金	72,064	69,510	68,941

貸出金の内訳

	(単位:百万円)	〈参考〉	(単位:百万円)
	令和2年9月末	令和1年9月末	令和2年3月末
製造業	3,746	4,047	3,850
農業、林業	352	298	311
漁業	18	9	15
鉱業、採石業、砂利採取業	32	25	15
建設業	7,320	8,431	6,704
電気、ガス、熱供給、水道業	4,112	2,909	3,878
情報通信業	—	—	—
運輸業、郵便業	1,201	1,089	1,003
卸売業、小売業	4,895	4,701	4,055
金融業、保険業	8,835	8,419	8,333
不動産業	6,672	6,316	6,135
物品賃貸業	21	21	21
学術研究、専門・技術サービス業	36	24	26
宿泊業	430	847	420
飲食業	1,046	766	761
生活関連サービス業、娯楽業	1,291	1,204	952
教育、学習支援業	133	132	136
医療、福祉	3,438	1,956	2,206
その他のサービス	2,302	2,575	2,608
小計	45,890	43,778	41,438
地方公共団体	11,049	10,338	12,031
個人(住宅・消費・納税資金等)	15,125	15,394	15,472
合計	72,064	69,510	68,941

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

損益の状況

	(単位:千円)	〈参考〉	(単位:千円)
	令和2年9月末	令和1年9月末	
コア業務純益	207,459	136,342	
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)	207,459	136,342	
業務純益	200,016	127,293	
経常利益	206,364	302,299	
当期純利益	161,275	231,486	

金融再生法ベースの債務者区分による開示(単体)

(単位：百万円、％)						
区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)
金融再生法上の不良債権	令和2年3月期	8,670	7,419	4,103	3,316	85.57
	令和2年9月期	8,709	7,597	4,249	3,347	87.23
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年3月期	3,400	3,400	747	2,652	100.00
	令和2年9月期	3,562	3,562	767	2,795	100.00
危 険 債 権	令和2年3月期	4,451	3,843	3,302	540	86.34
	令和2年9月期	4,333	3,814	3,431	382	88.01
要 管 理 債 権	令和2年3月期	818	175	53	122	21.46
	令和2年9月期	812	220	51	169	27.09
正 常 債 権	令和2年3月期	60,817				
	令和2年9月期	64,555				
合 計	令和2年3月期	69,487				
	令和2年9月期	73,264				

(注) 上記の令和2年9月末の計数は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する各債権のカテゴリーにより分類しておりますが、集計方法については以下の点につき年度末に開示する計数とは異なるため、計数は連続しておりません。

- 令和2年9月末の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」の金額は、令和2年3月末時点における債務者区分(※)残高を前提とし、令和2年3月末から令和2年9月末までに倒産、不渡り等の客観的な事実ならびに債務者区分の引下げ等があった債務者について、当庫の定める自己査定基準に基づき債務者区分の見直しを行い、債務者区分の変更と認められる額を反映しております。

この場合、債務者区分が下方に変更になった場合を対象とし、債務者に対する債権額を新たに加算、または「危険債権」を減額し「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」を加算しております。

また、令和2年9月末については、償却・引当見込額、回収額、および担保処分見込額の半期中の変動は勘案しておりませんが、令和2年3月末時点の自己査定金額のうち、半期中の増減額を勘案しております。

さらに、金融庁による検査等により期間中に債務者区分が変更となったと認識しているものについては、増減額を反映しております。

※債務者区分との関係

破産更生債権及びこれらに準ずる債権（実質破綻先、破綻先の債権）、危険債権（破綻懸念先）、要管理債権（要注意先のうち、利払いが3ヵ月以上延滞しているか、又は貸出条件を緩和している債権）

- 令和2年9月末の「要管理債権」の金額は、令和2年3月末時点における残高を前提とし、令和2年3月末から令和2年9月末の間に正常先、要注意先の債務者に対する債権のうち、①新たに3ヵ月以上延滞となった債権、②新たに貸出条件を緩和したことを確認している債権を加算し、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」に変更になった金額を減算しております。

また、令和2年3月末時点の自己査定金額のうち、半期中の増減額を勘案しております。さらに、金融庁による検査等により期間中に債務者区分が変更となったと認識しているものについては、増減額を反映しております。

用語解説
「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」
破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
「危険債権」
債務者が経営破綻の状態に至ってはいないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
「要管理債権」
自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものをいいます。